治療と仕事の両立支援対策について

●なぜ両立支援対策が必要か●

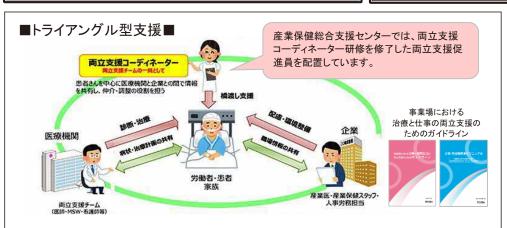
働き方改革実行計画における9つのテーマ

- ①非正規雇用の処遇改善
- ②賃金引上げと労働生産性向上
- ③長時間労働の是正
- 4.柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ⑤病気の治療、子育で・介護等と仕事の両立、 障害者就労の推進 対応策:トライアングル型支援
- ⑥外国人材の受け入れ
- ⑦女性・若者が活躍しやすい環境整備
- ⑧雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、格差を固定化させない教育の充実
- ⑨高齢者の就業促進

第13次労働災害防止計画

(2018年度~2022年度 厚生労働省)

- 1. 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- 2. 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- 3. 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- 4. 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- 5. 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 6. 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- 7. 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- 8. 国民全体の安全・健康意識の高揚等





●事業場において実施すべき事項●

両立支援に関する制度の導入、意識啓発等

- ・事業者による基本方針等の表明と労働者への 周知
- 相談窓口等の明確化
- ・両立支援に関する制度・体制等の整備

(休暇制度、勤務制度)

- 対応手順、関係者の役割の整理
- ・情報共有のための様式の整備
- 両立支援教育

これらを進める上で島根 産業保健総合支援セン ターをご利用ください

事業場と労働者(患者)間の個別調整

- ・労働者(患者)の治療に対する配慮の検討
- ・就業上の措置についての検討
- ・就業上の措置や配慮の内容及びスケジュールを まとめた計画(両立支援プラン)の作成
- ・休業後、職場復帰するにあたっての措置や配慮の 内容及びスケジュールをまとめた計画(職場復帰 支援プラン)の作成
- ・主治医等医療機関との相談

●相談・申込み窓口●

- ○島根産業保健総合支援センター (±・日・祝祭日を除く毎日8:30-17:15) TEL: 0852-59-5801
 - 1. 相談対応 2. 制度導入に向けて企業への個別訪問支援 3. 個別事案に対する個別調整支援
- ○両立支援促進員による出張相談窓口
 - ·松江市立病院
 - (第1水曜日13:00-16:00)TEL 0852-60-8083
 - ·松江赤十字病院
 - (第4水曜日13:00-16:00)TEL 0852-32-6901
 - ·島根県立中央病院
 - (第2水曜日14:00-16:00)TEL 0853-30-6500
- •島根大学医学部附属病院
- (第4木曜日13:00-16:00)TEL 0853-20-2518
- 浜田医療センター
- (随時予約制)TEL 0855-28-7096
- 益田赤十字病院
 - (随時予約制)TEL 0856-22-1480(内線2251)



治療と職業生活の両立支援申込書

								令和	年	月	日
事	業 場	名									
業		種			事業内容			労働者	香数		人
所	在	地	〒								
			TEL				FAX				
担	当	者	部署名				氏 名				
			E-mail								
				□ 産業医		□ 保優	建師・看護	蒦師 □	事業	主	
			職 種	□ 労務管理	里担当	□ 衛生	上管理者		労偅)者(患者)
				□ その他)
支	援	希	望日	令和							
ーニーロー											
┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━											
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □											
*1 管理監督者向け両立支援教育 (事業場の管理監督者や労働者等に対し、意識啓発を行うセミナー)											
	2 事業場内体制の整備 3 事業場内規程等の整備										
	4 事業場の勤務、休暇制度の整備 5 両立支援の進め方										
	6 両立支援に係る情報提供										
7 その他(具体的に:)
│ □ 啓発セミナー											
*ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。											
【啓発セミナー対象者の職種】											
	【参加見込人数】 人										
□ □ □が調査支援(こ本人の同志がある) ・ ・*事業場と労働者(患者)間の、仕事と治療の両立についてアドバイスします。											
* 事未場と为側有(忠有)间の、任事と治療の両立についてアドハイスします。 1 労働者(患者)との治療に対する配慮の検討 2 両立支援の進め方											
	3 両立支援プランの作成 4 職場復帰支援プランの作成										
5 主治医等への相談 6 就業上の措置についての検討											
7 その他(具体的に:)	

【申込先】独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター

FAX: 0852-59-5881

- ※申込書受領後、当センターからご連絡いたします。
- ※この用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。